# 公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する 報酬等の支給の基準の変更について

### 1 変更の趣旨

「特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び「職員の給与の特例に関する条例」の趣旨を踏まえ、公立大学法人青森県立保健大学理事長の報酬を減額する。

### 2 変更内容

(1)公立大学法人青森県立保健大学役員及び職員の報酬等の特例に関する規程(平成 25 年7月1日施行)

公立大学法人青森県立保健大学理事長の報酬を、次のとおり減額する。

- ・給料月額 減額前の給料月額から、減額前の給料月額に 9.71%を乗じて得た額を減ずる。
- ・期末・勤勉手当額 減額前の額から、減額前の額に 10%を乗じて得た額を減ずる。
- ・減額の期間 平成25年7月1日から平成26年3月31日までとする。
- (2)公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程(平成25年6月26日改正) 従来の理事長に係る給料の減額(△5%)の期間を、次のとおり変更する。
  - 変更前平成24年6月1日から平成26年3月31日まで
  - ・変更後 平成24年6月1日から平成25年6月30日まで

平成 25 年 7 月 1 日 規 程 第 206 号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程(平成20年規程第81号。以下「役員報酬等規程」という。)第1条に規定する役員及び公立大学法人青森県立保健大学職員給与規程(平成20年規程第57号。以下「給与規程」という。)第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員並びに公立大学法人青森県立保健大学事務局総務課総括担当設置要綱及び公立大学法人青森県立保健大学事務局地域連携推進課総括担当設置要綱の適用を受ける職員(以下「総括担当職員」という。)並びに公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員就業規則(平成20年規程第88号。)第2条第2号及び同条第3号の規定に基づき採用された非常勤職員のうち専門的資格又は知識を有する者(以下「専門職非常勤職員」という。)の報酬及び給与等の特例を定めるものとする。(役員の報酬等の特例)
- 第2条 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における 役員報酬等規程第4条第1項の規定による理事長の給料月額は、同項の規定にかかわらず、同項の 規定による給料月額から当該給料月額に100分の9.71を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を 生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 2 特例期間における役員報酬等規程第6条の規定による理事長に支給される期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の7.18を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 3 特例期間における役員報酬等規程第6条の2の規定による理事長に支給される勤勉手当の額は、 同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の7.18を乗じて得た額(その額 に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 4 特例期間における役員報酬等規程第7条の規定による非常勤役員手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の9.71を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 5 特例期間における役員報酬等規程第9条第1項の規定による役員手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(給料表の適用を受ける職員の給与の特例)

- 第3条 特例期間における給与規程第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員の給料月額は、同条から第10条までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から当該給料月額に当該職員に適用される次の表の給料表欄及び職務の級欄の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる職員の給料月額は、これらの規定による給料月額とする。
  - (1) 給与規程の規定による手当の額
  - (2) 給与規程第25条、公立大学法人青森県立保健大学職員育児休業等規程(平成20年規程第73号。以下「育児休業等規程」という。)第17条第1項第3号及び同規程第18条の規定による勤務しない1時間につき減額する額
  - (3) 給与規程第29条の規定による勤務1時間当たりの給与額
  - (4) 公立大学法人青森県立保健大学職員退職手当規程(平成 20 年規程第 80 号)の規定による退職 手当の額

給 料 表	職務の級	割合
事務職給料表	7級以上	100 分の 9.71
	3級から6級まで	100 分の 7.71
	2級以下	100 分の 4.71
教育職給料表	4級	100 分の 9.71

2級及び3級	100 分の 7.71
1級	100 分の 4.71

- 2 特例期間における給与規程第 16 条の規定による管理職手当の額は、同条の規定にかかわらず、同 条の規定による額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたとき は、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 3 特例期間における給与規程第30条の規定による期末手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の7.18を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 4 特例期間における給与規程第33条の規定による勤勉手当の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の7.18を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(給与の減額の特例)

第4条 特例期間における職員の給与規程第25条、育児休業等規程第17条第1項第3号及び同規程 第18条の規定による勤務しない1時間につき減額する額は、これらの規定にかかわらず、これらの 規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤務1時間当たりの給与額の特例)

第5条 特例期間における職員の給与規程第29条の規定による勤務1時間当たりの給与額は、同条の 規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に支給減額率を乗じて得た額(その額に1円未満 の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(総括担当職員の給与の特例)

- 第6条 特例期間における公立大学法人期限付職員就業規則(平成20年規程第87号。以下「期限付職員就業規則」という。)第9条第2項の規定による総括担当職員の給料月額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から当該給料月額に100分の4.71を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 2 特例期間における期限付職員就業規則第9条第3項の規定による期末手当の額は、同項の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の7.18を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 3 特例期間における期限付職員就業規則第11条の規定による勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の4.71を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(専門職非常勤職員の給与の特例)

- 第7条 特例期間における公立大学法人非常勤職員就業規則 (平成20年規程第88号。以下「非常勤職員就業規則」という。)第9条第2項の規定による専門職非常勤職員の給料月額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額から当該給料月額に100分の4.71を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 2 特例期間における非常勤職員就業規則第10条の規定による勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に100分の4.71を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

○公立大学法人青森県立保健大学職員給与規程 新旧対照表 現 行 TE. (案) 附則 附則 (施行期日) (施行期日) 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。 (職員の給与に関する特例的減額) (職員の給与に関する特例的減額) 2 職員の平成21年4月1日から平成25年6月30日までの間における給 2 職員の平成 21 年4月1日から平成 26 年3月 31 日までの間における給 料月額は、第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により定めら 料月額は、第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により定めら れる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲 れる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲 げる率を乗じて得た額を減じて得た額とする。 げる率を乗じて得た額を減じて得た額とする。 (1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び管理職手当の区分が1類の職 (1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び管理職手当の区分が1類の職 を占める職員 100 分の 5 を占める職員 100 分の 5 (2) 前号の職員以外の職員で、管理職手当の区分が2類の職を占めるもの (2) 前号の職員以外の職員で、管理職手当の区分が2類の職を占めるもの 100 分の 4 100 分の 4

(3) 前2号の職員以外の職員で、管理職手当の区分が2類の2から5類ま

でのうち、いずれかの職を占めるもの 100分の3

(3) 前2号の職員以外の職員で、管理職手当の区分が2類の2から5類ま

でのうち、いずれかの職を占めるもの 100分の3

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

附則

#### 公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程

平成 20 年 4 月 1 日 規 程 第 8 1 号 (最終改正 平成 25 年 6 月 26 日)

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、 理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬及び退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (役員の報酬)
- 第2条 理事長の報酬は、給料、通勤手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。
- 2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。
- 3 職員を兼務する常勤の役員(理事長を除く。以下「職員兼務役員」という。)の報酬は、役員手当とする。ただし、当該職員が公立大学法人青森県立保健大学再雇用職員就業規則(平成 20 年規程第86号)附則第2項に規定する者の場合にあっては、役員手当は支給しない。

(報酬の支給方法)

- 第3条 理事長及び職員兼務役員の報酬の支給方法は、給料、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当については公立大学法人青森県立保健大学職員給与規程(平成20年規程第57号。以下「給与規程」という。)に定める職員の例によるものとし、役員手当については給与規程に定める職員の管理職手当の例によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤の役員の報酬の支給日は、非常勤の役員が執務を行った日とする。 (給料月額)
- 第4条 理事長の給料月額は、次に定めるとおりとする。

号給	給料月額
1	720,000円
2	776,000円
3	834,000円
4	912,000円
5	984,000円

- 2 前項に定める理事長の給料月額は、役員会の議を経て理事長が決定する。
  - (通勤手当等)
- 第5条 理事長の通勤手当及び寒冷地手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、給与規程に定める職員の例による。

(期末手当)

- 第6条 理事長の期末手当は、毎年6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在籍する場合に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し又は死亡した場合にあっては、退職し又は死亡した日現在)において理事長が受けるべき給料月額に、給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額並びに給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては 100 分の 57.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 72.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 6か月 100分の100
  - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
  - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60

- (4) 3か月未満 100分の30
- 3 前2項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、給与規程に定める職員の期末 手当の例によるものとする。

(勤勉手当)

- 第6条の2 理事長の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する場合に、基準日以前6か月以内の期間における勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し又は死亡した場合にあっては、退職し又は死亡 した日現在)において理事長が受けるべき給料月額に、100分の77.5を超えない範囲内で別に定める 割合を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、給与規程に定める職員の勤勉 手当の例によるものとする。

(非常勤役員手当)

- 第7条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。
  - (1) 理事 日額 30,000 円
  - (2) 監事 日額 30,000 円

(非常勤の役員の通勤手当)

第8条 非常勤の役員の通勤手当は費用弁償とし、その支給額及び支給に関しては、公立大学法人青森県立保健大学旅費規程(平成20年規程第79号)に定める職員の例による。

(役員手当)

- 第9条 役員手当の額は、月額30,000円とする。ただし、管理職手当を支給されている職員兼務役員で、当該管理職手当と役員手当の合算額が104,200円を超える場合には、104,200円から当該管理職手当の額を差し引いた額を支給するものとする。
- 2 職員が月の途中で職員兼務役員となり、又は職員兼務役員でなくなった場合においては、役員である日数に応じて日割りにより役員手当を支給する。

(退職手当)

- 第10条 役員(理事長及び次条の規定に該当する役員を除く。)に対する退職手当は、支給しない。
- 2 職員が、引き続いて理事長となった場合(公立大学法人青森県立保健大学職員退職手当規程(平成 20年規程第80号。以下「退職手当規程」という。)に基づく退職手当を支給されないで理事長になっ た場合に限る。)におけるその者の理事長としての引き続いた在職期間は、職員から引き続いて理事 長となったときにおけるその者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 理事長が退職(解任及び死亡を含む。)した場合の退職手当の額は、理事長としての引き続いた在職期間を退職手当規程第7条に規定する在職期間とみなし、同規程を適用して計算した退職手当の額に相当する額とし、当該退職手当はその者に支給する。この場合において、退職手当規程第3条から第5条までに規定する給料月額は、理事長が退職した日における給料月額とし、同規程第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分は、理事長の給料月額と同額の給与規程の指定職給料表の号給の給料月額に応じたものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第 2号及び同条第3項の規定により解任されたとき並びに引き続いて職員となったときは、退職手当は 支給しない。

(青森県職員から常勤の役員となった者に係る退職手当の特例)

- 第11条 青森県職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において同じ。)となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の青森県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて青森県職員となった場合においては、この 規程の規定による退職手当は、支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合(前項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額については、当該退職の日に青森県職員に復帰し青森県職員として退職したものと仮定した場合の職員の退職手当に関する条例(昭和28年12月青森県条例第62号。以下「退職手当条例」という。)を適用して計算した退職手当の額に相当する額とし、当該退職手当はその者に支給する。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における青森県職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとし、当該役員としての在職期間については、退職手当条例第7条第1項に規定する在職期間に含むものとする。

(退職手当の支払)

第12条 退職手当の支払については、退職手当規程第2条の3の規定を準用する。

(遺族の範囲及び順位等)

第13条 第10条第3項及び第11条第3項の規定により退職手当が支給されることとなる者が死亡により退職した場合には、この規程による退職手当は、その遺族に支給することとし、当該遺族の範囲及び順位等については、退職手当規程第2条の2の規定を準用する。

(退職手当の支給制限及び返納)

第14条 退職手当の支給制限及び返納の取扱いについては、退職手当規程第9条から第15条までの規 定を準用する。

(端数の処理)

第 15 条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(理事長の給与の特例)

2 理事長の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における給料月額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項各号給に規定する額から、当該額に100分の6を乗じて得た額を減じて得た額(期末特別手当及び退職手当の額の算定の基礎となる場合を除く。)とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(理事長の給与の特例)

2 理事長の平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間における給料月額は、第 4 条第 1 項 の規定にかかわらず、同項各号給に規定する額から、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じて得た額(期末特別手当及び退職手当の額の算定の基礎となる場合を除く。)とする。

附則

- 1 この規程は、平成21年5月28日から施行する。
- 2 平成 21 年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第6条第2項及び第6条の2第2項の規 定の適用については、第6条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第6条の2第2 項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 6 条第 2 項及び第 6 条の 2 第 2 項の規定の適用については、第 6 条第 2 項中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 75」と、第 6 条の 2 第 2 項中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」とする。

- 3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、前項及び第6条第3項の規定にかかわらず、これらの 規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の 合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合におい て、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成 21 年 4 月 1 日において理事長が受けるべき給料に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、8 を乗じて得た額
  - (2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額 附 則
  - この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第6条第2項及び第6条の2第2項の規 定の適用については、第6条第2項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」と、第6条の2第 2項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。
- 3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、前項及び第6条第3項の規定にかかわらず、これらの 規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の 合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合におい て、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成 22 年 4 月 1 日において理事長が受けるべき給料に 100 分の 0.13 を乗じて得た額に、8 を乗じて得た額
  - (2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.13を乗じて得た額附則
- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第6条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成 23 年 4 月 1 日において理事長が受けるべき給料に 100 分の 0.4 を乗じて得た額に、8 を乗じて得た額
  - (2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額附則

改正 平成25年6月26日役員会

(施行期日)

1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

(理事長の給与の特例)

- 2 理事長の平成 24 年 5 月に支給する給料月額は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同項各号給に 規定する額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額(期末特別手当及び退職手当の 額の算定の基礎となる場合を除く。)とする。
- 3 理事長の平成24年6月1日から平成25年6月30日までの間における給料月額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項各号給に規定する額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額(期末特別手当及び退職手当の額の算定の基礎となる場合を除く。)とする。

附則

- 1 この規程は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 平成 24 年 12 月に支給する期末手当に関する第6条第2項の適用については、第6条第2項中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」とする。

附則

この規程は、平成25年6月26日から施行する。

## 公立大学法人青森県立保健大学の役員に対する報酬等の支給の基準について

1 地方独立行政法人に定める手続(第56条第1項において準用する第48条及び第49条)

公立大学法人 役員に対する報酬等の支給基準を定め、知事に届出、公表⇒設立団体の長(知事) 役員に対する報酬等の支給基準を評価委員会に通知

評 価 委 員 会

役員に対する報酬等の支給基準が社会一般の情勢に適合したもの であるかについて知事に意見を申し出ることができる。

#### <参考> 地方独立行政法人法(抜粋)

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人 及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第2 6条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、<u>一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する</u>。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

### 2 公立大学法人青森県立保健大学役員報酬等規程における理事長に対する報酬の経緯

### (1)報酬の考え方

平成20年度の保健大学の法人化に当たり、職員に対しては、法人化後においても法人化前と同等の処遇を行うことを基本方針として、各種制度の枠組みを決定したところである。

学長の給与については、法人化前は職員の給与に関する条例(昭和26年青森県条例第37号。以下「給与条例」という。)指定職給料表が適用されてきたところであるが、法人化に伴い学長が理事長の兼務職となるに当たり、基本方針に従い法人化前と同等の処遇を行うこととし、給与条例で定める指定職給料表が準拠していた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に規定する指定職俸給表に準じて給料表を定めたものである。

### (2) これまでの改正の経緯

給料	<b>这带工</b> 业	寒冷地	期末特別手当、
給料	通勤手当	手 当	期末手当・勤勉手当、退職手当
平成20年4月1日制定			
・給料月額は、1 号給(728,000円)	職員の通	職員の	○期末特別手当
から5号給(994,000円)までの範囲	勤手当の	寒冷地	公立大学法人化前の学長と同じ
内で定める号給とする。	例によ	手当の	支給割合
・平成 20 年度中、公立大学法人化前	る。	例によ	(6月期) 160/100
と同じ特例的減額 (△6%) を行う。		る。	(12月期) 170/100
平成21年4月1日改正			
県職員(管理職)の新たな特例的減	従前の	従前の	従前のとおり
額(△5%)に準じ、平成21年4月1	とおり	とおり	
日から平成24年3月31日までの間に			
おける給料月額を5%減額する。			
平成21年5月28日改正			
従前のとおり	従前の	従前の	指定職俸給表適用職員に係る
	とおり	とおり	人事院勧告の趣旨を踏まえ、「期
			末特別手当」を、「期末手当及び
			勤勉手当」に改める。
			(6月期)
			期末手当 75/100
			勤勉手当 85/100
			※H21.6月期限定
			期末手当 70/100
			勤勉手当 75/100
			(12月期)
			期末手当 85/100
			勤勉手当 85/100

		寒冷地	期末特別手当
給料	通勤手当	手 当	期末手当・勤勉手当、退職手当
平成21年12月1日改正		· -	
県人事委員会及び人事院勧告の趣	従前の	従前の	県人事委員会及び人事院勧告
旨を踏まえ、給料月額を引き下げる。	とおり	とおり	の趣旨を踏まえ、期末手当及び
・1 号給(726,000円)から5 号給			   勤勉手当の支給割合を引き下げ
(991,000円)までの範囲内で定める			る。
号給とする。			(6月期)
※県職員(管理職)の新たな特例的減			期末手当 65/100
額(△5%)に準じた平成21年4月1			勤勉手当 80/100
日から平成24年3月31日までの間に			※H21.6月期限定
おける給料の 5%減額については従前			期末手当 70/100
のとおり。			勤勉手当 75/100
			(12月期)
			期末手当 80/100
			勤勉手当 80/100
			※H21.12月期限定
			期末手当 75/100
			勤勉手当 85/100
平成22年12月1日改正			
県人事委員会及び人事院勧告の趣	従前の	従前の	県人事委員会及び人事院勧告
旨を踏まえ、給料月額を引き下げる。	とおり	とおり	の趣旨を踏まえ、期末手当及び
・1 号給(724,000円)から5号給			勤勉手当の支給割合を引き下げ
(989,000円) までの範囲内で定める			る。
号給とする。			(6月期)
※県職員(管理職)の新たな特例的減			期末手当 62.5/100
額(△5%) に準じた平成21年4月1			勤勉手当 77.5/100
日から平成24年3月31日までの間に			(12月期)
おける給料の 5%減額については従前			期末手当 77.5/100
のとおり。			勤勉手当 77.5/100
			※H22.12月期限定
			期末手当 77.5/100 から4月以
			降の引下額相当分を減額
平成23年12月1日改正			
県人事委員会及び人事院勧告の趣	従前の	従前の	従前のとおり
旨を踏まえ、報酬を引き下げる。	とおり	とおり	※H23. 12 月期限定
・1 号給(720,000円)から5 号給			期末手当 77.5/100 から4月以
(989,000円)までの範囲内で定める			降の引下額相当分を減額
号給とする。			
※県職員 (管理職) の新たな特例的減			

額(△5%)に準じた平成 21年4月1日から平成 24年3月31日までの間における給料の 5%減額については従前のとおり。				
おける給料の 5%減額については従前のとおり。	額(△5%)に準じた平成 21 年 4 月 1			
## 通勤手当 寒冷地 期末特別手当 期末年当・勤勉手当、退職手当 平成24年5月1日改正  平成24年4月1日から平成26年3 従前の とおり	日から平成24年3月31日までの間に			
## 通勤手当 寒冷地 期末特別手当 期末特別手当 期末手当・勤勉手当、退職手当 平成24年4月1日から平成26年3 月31日まで県職員(管理職)の給料 が特例減額(△5%) されることに準じ、平成24年5月1日から平成26年3 月31日までの間における給料月額を5%減額する。 ※H24.5月給料限定 H24.4月給料に係る減額相当額と合わせて10%減額 平成24年12月1日改正 県人事委員会勧告の内容を踏まえ、 規末手当の支給率を引き下げる。 とおり とおり まえ、期末手当の支給割合を引き下げる。 (6月期) 期末手当 57.5/100 (12月期) 期末手当 57.5/100 (12月期) 期末手当 72.5/100 平成25年4月1日改正 職員の退職手当に関する条例の趣旨を踏まえ、退 とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を	おける給料の 5%減額については従前			
### ### ### #########################	のとおり。			
平成 2 4年 5 月 1 日改正  平成 2 4年 4 月 1 日から平成 26年 3	√A \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<b>湿器</b> 毛亚	寒冷地	期末特別手当
平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで県職員(管理職)の給料が特例減額(△5%)されることに準じ、平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における給料月額を 5%減額する。 ※H24.5 月給料限定 H24.4 月給料に係る減額相当額と 合わせて 10%減額 平成 2 4 年 1 2 月 1 日改正 県人事委員会勧告の内容を踏まえ、		週	手 当	期末手当・勤勉手当、退職手当
月 31 日まで県職員 (管理職) の給料 が特例減額(△5%)されることに準じ、 平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における給料月額を 5%減額する。 ※H24.5 月給料限定 H24.4 月給料に係る減額相当額と 合わせて 10%減額 平成 2 4 年 1 2 月 1 日改正 県人事委員会勧告の内容を踏まえ、 従前の とおり とおり まえ、期末手当の支給割合を引き下げる。 (6 月期) 期末手当 57.5/100 (1 2 月期) 期末手当 72.5/100 平成 2 5 年 4 月 1 日改正 職員の退職手当に関する条例の一 従前の とおり を前の 職員の退職手当に関する条例 の一部を改正する条例の趣旨を	平成24年5月1日改正			
が特例減額(△5%) されることに準じ、 平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における給料月額を 5%減額する。 ※H24.5 月給料限定 H24.4 月給料に係る減額相当額と 合わせて 10%減額 平成 2 4 年 1 2 月 1 日改正 県人事委員会勧告の内容を踏まえ、 従前の とおり とおり まえ、期末手当の支給率を引き下げる。 とおり とおり まえ、期末手当の支給割合を引き下げる。 (6 月期) 期末手当 57.5/100 (1 2 月期) 期末手当 72.5/100 平成 2 5 年 4 月 1 日改正 職員の退職手当に関する条例の一 従前の とおり とおり 敬員の退職手当に関する条例 の一部を改正する条例の趣旨を	平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3	従前の	従前の	従前のとおり
平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における給料月額を 5%減額する。 ※H24.5 月給料限定 H24.4 月給料に係る減額相当額と 合わせて 10%減額 平成 2 4 年 1 2 月 1 日改正 県人事委員会勧告の内容を踏まえ、 従前の とおり とおり まえ、期末手当の支給割合を引き下げる。 とおり とおり カージャ 2 5 年 4 月 1 日改正  平成 2 5 年 4 月 1 日改正  平成 2 5 年 4 月 1 日改正  職員の退職手当に関する条例の一 従前の とおり とおり 期末手当 72.5/100 平成 2 5 年 4 月 1 日改正  職員の退職手当に関する条例の一 後前の とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を	月 31 日まで県職員(管理職)の給料	とおり	とおり	
月 31 日までの間における給料月額を 5%減額する。 ※H24.5 月給料限定 H24.4 月給料に係る減額相当額と 合わせて 10%減額 平成24年12月1日改正	が特例減額(△5%)されることに準じ、			
5%減額する。 ※H24.5月給料限定 H24.4月給料に係る減額相当額と 合わせて10%減額  平成24年12月1日改正  県人事委員会勧告の内容を踏まえ、 従前の	平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3			
<ul> <li>※H24.5月給料限定 H24.4月給料に係る減額相当額と 合わせて10%減額</li> <li>平成24年12月1日改正</li> <li>県人事委員会勧告の内容を踏まえ、 規末手当の支給率を引き下げる。</li> <li>とおり</li> <li>とおり</li> <li>とおり</li> <li>とおり</li> <li>とおり</li> <li>とおり</li> <li>とおり</li> <li>(6月期) 規末手当 57.5/100 (12月期) 規末手当 72.5/100</li> <li>平成25年4月1日改正</li> <li>職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退とおり</li> <li>とおり</li> <li>で前の 設計の で前の とおり</li> <li>で前の とおり</li> <li>で前の とおり</li> <li>で前の の一部を改正する条例の趣旨を</li> </ul>	   月 31 日までの間における給料月額を			
H24.4月給料に係る減額相当額と 合わせて 10%減額	5%減額する。			
合わせて 10%減額	※H24.5月給料限定			
平成24年12月1日改正         県人事委員会勧告の内容を踏まえ、従前の 期末手当の支給率を引き下げる。       従前の とおり まえ、期末手当の支給割合を引き下げる。         (6月期)       期末手当 57.5/100         (12月期)       期末手当 72.5/100         平成25年4月1日改正       従前の 従前の お砂正する条例の趣旨を踏まえ、退とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を	H24.4月給料に係る減額相当額と			
県人事委員会勧告の内容を踏まえ、 期末手当の支給率を引き下げる。 とおり とおり まえ、期末手当の支給割合を引き下げる。 (6月期) 期末手当 57.5/100 (12月期) 期末手当 72.5/100 平成25年4月1日改正 職員の退職手当に関する条例の一 従前の 従前の 職員の退職手当に関する条例 部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退 とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を	   合わせて 10%減額			
期末手当の支給率を引き下げる。     とおり     まえ、期末手当の支給割合を引き下げる。 (6月期) 期末手当 57.5/100 (12月期) 期末手当 72.5/100       平成25年4月1日改正     従前の 部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退とおり     従前の とおり     職員の退職手当に関する条例の趣旨を とおり     の一部を改正する条例の趣旨を のの趣旨を	平成24年12月1日改正			
き下げる。 (6月期) 期末手当 57.5/100 (12月期) 期末手当 72.5/100 平成25年4月1日改正 職員の退職手当に関する条例の一 従前の 従前の 職員の退職手当に関する条例 部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退 とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を	県人事委員会勧告の内容を踏まえ、	従前の	従前の	県人事委員会勧告の趣旨を踏
(6月期)         期末手当 57.5/100         (12月期)         期末手当 72.5/100         平成25年4月1日改正         職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退 とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を	期末手当の支給率を引き下げる。	とおり	とおり	まえ、期末手当の支給割合を引
期末手当 57.5/100 (12月期) 期末手当 72.5/100平成25年4月1日改正職員の退職手当に関する条例の一 部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退 とおり従前の とおり職員の退職手当に関する条例の趣旨を の一部を改正する条例の趣旨を				き下げる。
(12月期) 期末手当 72.5/100 平成25年4月1日改正 職員の退職手当に関する条例の一 従前の 従前の 職員の退職手当に関する条例 とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を				(6月期)
取成25年4月1日改正期末手当 72.5/100職員の退職手当に関する条例の一 従前の 従前の 改職手当に関する条例 とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退 とおり の一部を改正する条例の趣旨を				期末手当 57.5/100
平成25年4月1日改正 職員の退職手当に関する条例の一 従前の 従前の 職員の退職手当に関する条例 部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退 とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を				(12月期)
職員の退職手当に関する条例の一 従前の 従前の 職員の退職手当に関する条例 おを改正する条例の趣旨を踏まえ、退 とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を				期末手当 72.5/100
部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退 とおり とおり の一部を改正する条例の趣旨を	平成25年4月1日改正	<u> </u>	<u> </u>	
	職員の退職手当に関する条例の一	従前の	従前の	職員の退職手当に関する条例
	部を改正する条例の趣旨を踏まえ、退	とおり	とおり	の一部を改正する条例の趣旨を
	   職手当の調整率を引き下げる。			踏まえ、退職手当の調整率を段
階的に引き下げる。				階的に引き下げる。
H25. 4. 1~ 98/100				H25. 4. 1∼ 98/100
H25. 12. 31				
H26.1.1~H26.9.30 92/100				
				H26. 10. 1 以降 87/100

# (3) 今回の改正

給 料	通勤手当	寒冷地 手 当	期末特別手当 期末手当・勤勉手当、退職手当
平成25年7月1日から平成26年3月31日まで県職員(特別職)の給料が減額(△9.71%)されることに準じ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額を9.71%減額する。	従前の	従前の	職員の給与の特例に関する条例の趣旨に基づき、下記のとおり期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる。
	とおり	とおり	従前の額に 7.18/100 を乗じた分を減額